

2012(平成24)年度 法学既修者入学試験問題(2月試験)

## 刑 法

(90分, 総点100点)

**試験開始の指示があるまで開かないこと**

### 注意

1. 問題冊子は, 表紙をふくめて4ページで, 問題は1問ある。
2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し, 解答の末尾には, 「以上」と明記すること。また, 用紙が不足した場合には, 追加の用紙を配布するので, 挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として, 白紙を1枚配布する。ただし, 下書き用紙の提出は認めないので, 必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号, 氏名記入は, 監督者の指示を待って行うこと。また, 「管理番号」欄は, 大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には, 応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお, 試験中の発病等やむを得ない場合には, 挙手により監督者に知らせ, その指示に従うこと。
7. 試験終了後は, 監督者の指示があるまで, 各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は, 各自で持ち帰ること。

X（21歳，男性）とY（20歳，男性）は，2012年1月某日の深夜，Xが運転する車で福岡市内の道路を走行していたところ，Z（27歳，男性）が運転する車両が無理な追い越しをした上，X運転車両の直前に割り込んできたため，Xは急ブレーキをかけてようやくZ運転車両との衝突を避けることができた。XとYは，そのようなZの運転に腹を立て，Z運転車両を追いかけ，コンビニエンスストアの駐車場に入ったところで車を降りたZに対し，「何を考えて運転しているんだ。謝れ。」と文句を言ったところ，Zは，「お前らがトロトロ走っているのが悪いんだ。」などと言り返した。そのため，XとYは激高し，いきなりXがZの腹部を殴ってZを前屈みにさせ，続いてYがZの後頭部を殴ってその場に昏倒させ，さらにこもごも地面に倒れた状態のZの顔面・頭部・腹部などを十数回蹴りつけるなどの暴行を加えて，同人に加療約3週間を要する顔面・頭部挫創等の傷害を負わせた。

XとYは，上記暴行によってZが無抵抗の状態になったことから，現金を要求すれば簡単に取れると考え，こもごも「これから契約を取りに行く途中だったのに，お前のせいで契約が取れなくなった。どうしてくれる。賠償金を払え。」とZに対し申し向けた。Zは，上記暴行を受けたことによりXとYに反抗する気力を失っており，その場で所持していた現金の全額である1万円札2枚をXに差し出したので，Xはそれを受け取り，1万円札のうち一枚をYに渡した。

その直後，XとYはさらにZから金を取ろうと相談し，「これだけでは賠償金として足りない。サラ金を紹介してやるから10万円用意しろ。」とZに申し向けた。Zは，「明日，必ずサラ金から金を借りて10万円払います。」と言い，持っていたZの名刺の裏に「10万円を必ず支払います。」と書いてXに渡したので，XとYはZを解放した。

その後，Zが警察に届け出たため，XとYは現金10万円を手に入れることはできずに終わった。

以上の場合におけるXとYの罪責について述べなさい。

余白

